

第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）案骨子に対する意見書

2010年（平成22年）10月26日

日本弁護士連合会

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、犯罪被害者支援のための研修について、弁護士会や犯罪被害者支援団体等と連携するなどして、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指す。【法務省】（再掲：第4，1）

（アについて）

【意見】

民事法律扶助制度の対象拡大について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。

【理由】

(1) そもそも「民事法律扶助制度の活用による損害賠償請求」は、既
に実施されている制度であり、新規のものではない。現状において、
民事法律扶助制度が十分に活用されていないという状況ではなく、
単なる「活用」のみでは犯罪被害者等の費用負担軽減に十分でない。

(2) 現行の民事法律扶助制度は、あくまでも民事の損害賠償が対象で
あり、それ以外の刑事告訴、報道機関との折衝等については、扶助
の対象とされていない。

犯罪被害者等のニーズは多岐に渡り、単に損害賠償の請求にとど
まらないところ、法律相談、刑事告訴、法廷傍聴の同行、
証人尋問、意見陳述の付添い、刑事訴訟手続きにおける和解の交
渉、報道機関等との折衝等の支援については、当連合会が日本司

法支援センターに事業委託して実施している「犯罪被害者法律援助事業」が存するのみである。同事業は、当連合会が受けた贖罪寄付のほか、当連合会が弁護士から集めた会費によって運営されているもので、財源の安定性を欠き、事業の存続が危ぶまれている。かかる事業は、本来、国費ないし公費によって賄われるべきものであり、民事法律扶助制度の対象拡大について、さらに検討する必要がある。

(3) この点について、当連合会は、2005年6月17日付の「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」において、「被害者等が刑事手続に関連する手続（告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など）に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。」と指摘し、また、同年8月26日付の「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」においても、同旨の提言をしたところである。

(4) なお、扶助事業からは在留資格をもたない外国人が除かれている。法整備が遅れているとして国際的な批判を浴びている人身取引被害者は、そもそも民事法律扶助対象から除かれていることにも留意が必要である。

(イについて)

【意見】

賛成である。

【理由】

弁護士によるサービスの質の向上には、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。犯罪被害者支援のための研修は、当連合会が主体となって、日本司法支援センターや犯罪被害者支援団体等と連携しながら実施する。

(2) 日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施

法務省及び日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

弁護士等との打合せについて心理的負担を覚え、これを躊躇する犯罪被害者等は少なくない。この点、カウンセラー等が打合せに同席することで、犯罪被害者等の心理的負担は相当軽減される。カウンセラー等の同席について日本司法支援センターが支援を行うことにより、犯罪被害者等が弁護士等に相談する機会が事実上拡大されることになる。

(3) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁】【法務省】(再掲：第4, 1)

【意見】

賛成である。なお、冊子・パンフレット等の作成にあたっては、施策・制度等の照会が省庁ごとの縦割りに終始しないよう、概括的かつ横断的な内容となることを心がけるべきである。

(4) 刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。【法務省】

【意見】

不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。

(5) 保険金支払いの適正化等

ア 財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】

イ 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払いが適切におこなわれるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理

態勢について検証し，保険会社側に問題があると認められる業務・運営については，適切な対応を行う。【金融庁】

ウ 財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠償保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により，適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】

エ 国土交通省において，ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては，政府保障事業において，本来の加害者に代わって，直接その損害をてん補することにより，適切な支援を行う。【国土交通省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等の損害回復に当たっては，保険会社からの保険金の支払いが極めて重要な役割を果たすことが多い。そこで，保険金の支払が適正かつ迅速に行われるよう施策を講じることは，犯罪被害者等の損害回復を容易にすることにつながる。また，ひき逃げや無保険車等の事故による被害者については，政府保障事業の迅速かつ適切な活用による支援が不可欠である。

(6) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

法務省において，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）における受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。ただし，作業報奨金が低額である現状において，出所後の更生に障害が生じないよう慎重に行われる必要がある。また，あくまでも受刑者の自主的な意志が尊重され，賠償の事実上の強要とならないよう配慮すべきである。

(7) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪の被害者については，警察において，都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会とも連携しつつ，暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】

【意見】

賛成である。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察において犯罪被害給付制度の周知徹底を図るほか，警察庁において，犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう都道府県警察を指導するとともに，早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】

(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

犯罪被害給付制度の拡充及び犯罪被害者等に対する新たな補償制度の創設については，平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえて検討を行うため，推進会議の下に，有識者並びに内閣府，警察庁，法務省，厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し，必要な調査及び検討を行い，3年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【国土交通省】

【意見】

犯罪被害給付制度の改正や運用の改善によるのではなく，新たに犯罪被害補償制度を制定し，犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明示した上で，補償請求手続の簡易迅速化，補償の項目や支給額の改善を図るべきである。

【理由】

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」への改正に伴い，休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算，やむを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例等の規定が整備され，これと併せて，障害給付金・遺族給付金の額の引上げがなされたところである。しかし，犯罪被害者等給付金の支給については，未だ犯罪被害者等の権利として認められてはいないし，都道府県警察の運用改善にもかかわらず，支給裁定までにかかなりの期日を要しているのが実状である。

そこで、犯罪被害者等の権利性を明確にした新しい犯罪被害補償制度を導入することを積極的に検討すべきである。また、犯罪被害補償制度を導入するに当たっては、補償請求手続の簡易迅速化も重視すべきである。

(3) カウンセリング費用の公費負担についての検討

犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【文部科学省】

【意見】

臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担は早期に実現されるべきである。

【理由】

犯罪被害者等に対するカウンセリングは、臨床心理士等の献身的な努力によって支えられているのが実状である。重大な精神的打撃を受けた犯罪被害者等にとって、臨床心理士等によるカウンセリングは被害回復のための必要不可欠な手段であるから、公費負担について積極的に検討のうえ、早期の実現を図るべきである。

(4) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。【内閣府】

【意見】

賛成である。

(5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討

厚生労働省において、犯罪被害者等給付金のうち、犯罪被害者等

である生活保護受給者にとって収入として認定しない自立更生のための用途と考えられるものについて、地方公共団体の意見を踏まえ、必要な措置について検討し、1年以内を目途に結論を出す。

【厚生労働省】

【意見】

犯罪被害者等給付金については、原則として収入認定から除外されるべきである。

【理由】

そもそも、犯罪被害者等給付金は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する目的で支給されるものであり（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第1条）、犯罪被害者等である生活保護受給者にとっては、本来的に自立更生のための費用である。犯罪被害者等給付金の受給によって生活保護の支給が停止されるような状況は、まさしく本末転倒というべきであり、早期に収入認定除外のための必要な措置を取るべきである。

(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

【意見】

性犯罪被害者の医療費の負担軽減については、さらに検討する必要がある。

【理由】

事件化を望まない被害者にも上記諸費用が公費負担されるようにすべきである。

また、これらが公費負担について、広く周知されることが望ましく、少なくとも、警察や産婦人科では、ポスター等を掲示して、被害者に知らせるべきである。

そもそも犯罪によって負った傷害等の治療費等を被害者が自ら負担し

なければならないというのは不合理であり，初診料に限らず，治療費は全て公費負担とすべきである。それは，被害者がどこに居住していようと同じであるから，「できる限り全国的に同水準」ではなく，全国一律そのようになされるべきである。

(7) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に，各都道府県警察において，司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

第一次犯罪被害者等基本計画の策定に伴うヒアリングの中で，犯罪被害者等から，被害直後に治療費，遺体搬送費などを支出することが経済的に厳しいとの意見が多数寄せられた。そもそも，司法解剖は犯罪被害者等が望んで行われるものではないのであるから，これに伴う費用については，各都道府県警察において措置されるべきことは当然の理である。上記制度については，可及的早期の実現が図られるべきである。

(8) 医療保険の円滑な利用の確保

厚生労働省において，犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については，現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨，保険者に周知する。また，医療機関に対して，犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能であることや，誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨保険者あてに通知していることについて，地方厚生局を通じて周知する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

そもそも，被保険者に対して加害者の署名が入った損害賠償誓約書等を要求すること自体，悪質な診療拒絶に等しいというべきである。厚生労働省においては，医療機関に対する周知を徹底するのみならず，ケー

スに応じて適切な指導を行うことが望まれる。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、更に推進する。【国土交通省】

イ 独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、その必要性を含めて検討を行い、2年以内を目途に結論を出す。

なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】

ウ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】（再掲：第2，2）

イ 厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】（再掲：第2，2）

ウ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

エ 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費を都道府県警察に補助するほか、同制度が犯罪被害者等の負担軽減に

効果的なものとなるよう，都道府県警察を指導する。【警察庁】
オ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において，居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう，内閣府において，地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【内閣府】

【意見】

いずれも賛成である。

【理由】

犯罪被害者等の中には，事件現場が自宅となるケースもあるため，被害を受けるのと同時に，被害直後から生活の拠点を事実上利用できなくなるものが少なくない。また，自宅が事件現場となることで，自宅に戻ることが精神的に困難となるケースも少なくなく，無理に事件現場の自宅に戻ることによって，精神的被害を悪化する事態を招きかねないのも事実である。

そこで，事件直後の生活の場の確保及び精神的被害の回復のために，居住の安定を確保することは必要不可欠である。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において，犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき，以下の施策を実施する。

ア 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】

エ 公共職業安定所職員に対する研修において，犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

ア 厚生労働省において，犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって，個別労働紛争解決制度について周知を徹底

させるとともに、その適正な運用に努める。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。【厚生労働省】

【意見】

いずれも賛成である。

【理由】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、就業が不可能となることが多いため、犯罪被害を受けた結果、職まで失う事態も発生することは少なくない。かかる自体を防止するためには、法律上、被害回復までの合理的期間の休暇を保障する必要がある。また、雇用主や同僚の従業員の理解を得ることも極めて重要である。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の実践的な内容の充実を図る。また、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

【意見】

賛成であるが、PTSD一般の研修にとどまらず、犯罪被害者に特有

の事例に対応した研修を実施すべきである。

【理由】

厚生労働省において専門家研修が平成8年度から実施されているが、これは平成7年度の阪神淡路大震災を経験し、災害対策として政策が実施されたという沿革がある。災害被害では自然が相手であるので被災者には怒りの感情が少ないが、犯罪被害の場合には加害者が存在するので犯罪被害者は加害者への怒りの感情を抱いている。災害対策のための手法では、犯罪被害者のための支援を十分には実施できない。

犯罪被害者等基本法の趣旨から、犯罪被害者に特有の事例に対応した研修を実施すべきである。

医療現場で、災害被害者支援と犯罪被害者支援の違いが認識されつつあるが、まだ、理解が進んでいない。犯罪被害者の怒りが、支援者に向き、犯罪被害者支援は困難な領域であるとの認識が広まらないか危惧されるところである。医療現場において、支援者の二次受傷に配慮した研修を実施すべきである。

(2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

厚生労働省において、医療機能情報提供制度によりPTSDなど各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

(3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、医学部卒業後の初期研修のプログラム責任者や指導医に対する講習会等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。【文部科学省】【厚生労働省】

(4) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、

精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。【厚生労働省】

【意見】

いずれも賛成である。

(5) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、支援者となるべき医師等の経済的な側面の安定を図る必要がある。

【理由】

犯罪被害者が十分な支援を受けられることができるには、犯罪被害者が安定して治療を受けられるような体制を整備する必要がある。ただし、犯罪被害者支援は重要な事項であるが、支援者に経済的に無理を強いるようであってはならない。

現在、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用範囲に関しては必要な措置は十分には講じられていない。犯罪被害者へのカウンセリングが診療報酬の対象となりにくいという点は指摘されている。このため、医師等は、犯罪被害者の診療においては苦勞が多い。また、我が国においてはPTSDの治療について保険適用のある薬として承認されている薬はない。このため、犯罪被害者がPTSDの診断及び治療を受けるに際しては、医師が苦勞しつつ懸命に治療を行っているのが現実である。

以上から、PTSDについての診療報酬について早急に必要な措置を講ずる必要が望まれる。

(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

(7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

救命救急センターに精神科医を常駐させること等は、マスコミでも報道されており一般市民にとってわかりやすくなってきている。救急医療に連動した精神的ケアについての整備がなされつつあることは事実である。

ただ、犯罪被害者としては、同じスタッフに継続的に支援してもらいたいという要望がある。いくら優秀な専門家でも、初対面の場合、犯罪被害者は緊張するものである。犯罪被害者が救急医療機関から他の医療機関に転院した場合など、転院前の病院のスタッフが継続して犯罪被害者を支援することが望ましい。現に犯罪被害者が転院した場合、スタッフが転院先の病院で犯罪被害者を継続的に支援した実例もあり、このような制度の検討も必要である。

(8) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。

【国土交通省】

【意見】

賛成である。

(9) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、患者・家族からの相談への対応や普及

啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

高次脳機能障害への理解が進んできたが、まだ完全ではない。犯罪被害者は一般人であり、一般人にとって、高次脳機能障害についての知識がないことがほとんどである。高次脳機能障害については専門の医療機関が、どこであるかを国民に周知徹底する必要がある。現在では、脳神経外科病院等の電話帳広告も増えてきており高次脳機能障害への治療が受けやすくなってきたのは事実であるが、どの病院に行けば高次脳機能障害についての治療を受けることができるかについては十分に知れ渡っていない。

障害者自立支援法の見直しや改正があった場合でも、高次脳機能障害がサービスの対象であるという更なる周知が必要となる。

高次脳機能障害の認定では、精神科と脳神経外科の連携が必要であり、国として、双方の診療科の連携を援助すべきである。

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。

【理由】

まず、骨子案で使用される言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。上記(10)では「思春期」とあり、(11)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。骨子案は国民向けの文書であり、分かりやすい表現が求められる。この意味で、「思春期」とは何を意味するのか、「少年被害者」とは何を意味するかを明確に記載するべきである。

現実には，思春期精神保健とは，主に15歳前後から20歳前後の未成年者を対象とする精神保健の意味に使用されている場合が多いので，この意味であろうが，明確に記載すべきである。

(11)少年被害者のための治療等の専門家の養成，体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において，少年被害者の被害について，犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ，全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し，そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に，現状に関する必要な調査を行い，その上で，少年被害者が利用しやすく，地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ，また，十分な期間保護を受けられるようにするため，児童精神科医等専門家の適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし，施策の内容をより明確に定義する必要がある。

【理由】

前記(10)に関する意見と同趣旨である。犯罪被害者の多くは医学知識がない一般人であり，一般人からみて，児童精神科医による診察を受けるには，精神科に行けばいいのか，小児科に行けばいいのか判断に迷うこととなる。国は，児童精神科医について周知を図るべきである。

また，骨子では，「児童精神科医等専門家の適正な配置」とあるが，少年被害者の場合，小児科において治療を受ける場合が多い。少年の場合は，かかりつけ医師は小児科医である場合が多く，かかりつけ医師には相談しやすい。国は，精神科医と小児科医が連携して犯罪被害者支援に対応できるような環境を整備する必要がある。

(12)警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において，性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため，警察部内のカウンセリング専門職員の活用や，警察部外カウンセラー・精神科医へのカウンセリング委嘱制度の運用が一層効果的なものになるよう，都道府県警察を指導する。【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

性犯罪被害者の精神的回復のために，是非，専門職員の充実，部外カウンセラー・精神科医との連携等を行うべきである。

(13)医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

厚生労働省において，内閣府，警察庁及び文部科学省の協力を得て，性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして，医療関係者を対象とした啓発等を実施し，医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。【厚生労働省】(再掲：第4，1)

【意見】

賛成である。

【理由】

性犯罪被害者が医療機関で二次被害を受けることもあり，医療関係者に対する啓発，対応体制の整備は必須である。

なお，医療関係者は多忙であるので，医療関係者が性被害者対応のための研修会に参加する場合，当該医療施設から医療関係者が不在となり，当該医療関係者が所属する医療施設では，満足な医療ができないことが予想される。研修に参加する場合，医療施設に財政的援助，人的援助を講じる必要がある。

(14)性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において，内閣府，警察庁及び文部科学省の協力を得て，医療機関に対して，性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師，助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】(再掲：第4，1)

【意見】

賛成である。ただし，その前提として，看護師，助産師等に対する性暴力被害についての研修を充実する必要がある。

【理由】

看護師，助産師等は，性暴力被害者に接する機会が多いので，性犯罪に関する専門的知識・技能を備えることが望ましい。ただ，看護師，助産師等に対する，かかる知識や技能のための研修は，ごくわずかしが行われていないのが現状であり，研修を充実させるため，かかる研修を行っている民間団体への支援も必須である。

なお，看護師，助産師とも多忙であるので，看護師，助産師が研修会に参加する場合，医療施設から看護師，助産師が不在となることが予想される。医療施設に財政的援助及び人的援助を講じる必要がある。

(15)ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療，医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援，警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため，以下の施策を推進する。

ア 内閣府において，ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省，警察庁，法務省，文部科学省等の協力を得て，「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成し，犯罪被害者支援団体，医療機関，地方公共団体，警察等に配布する。【内閣府】（再掲：第4，1）

イ 警察庁において，平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い，その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。【警察庁】

ウ 厚生労働省において，医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか，犯罪被害者支援団体，地方公共団体，医師等医療関係者等から，ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には，協力が可能な医療機関の情報を収集し，当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において，医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。【厚生労働省】

【意見】

全く不十分である。

ワンストップ支援センターの設置について，厚生労働省と警察庁が担当省庁として責任を持って，同センターを少なくとも5年以内に各都道府県に1カ所ずつ設立する，とすべきである。

【理由】

国連から2009年9月28日に出された「女性に対する暴力に関する

る立法ハンドブック」では、最低基準として、「女性20万人に1件あたり」レイプクライシスセンターを設立すると立法すべきとし、レイプクライシスセンターの説明として、「国費で賄う、妊娠検査、緊急避妊、墮胎、性感染症の治療、怪我の治療、カウンセリング等の総合的な支援を直後から可能とするセンターであり、これら支援を受けるにあたり、警察への被害届提出は必要ではない。」としている。

さらに「性暴力の被害者が、直後から総合的な支援を受けられるようにすべきである。それは例えば、政府やNGOによって設立されてきた、アメリカやドイツのレイプクライシスセンター、マレーシアのワンストップセンター、インドの病院に併設された女性センター等のようなものである。もっとも、これらの中には、支援を受けるためには、警察に被害を届けることが条件になっている場合もあるが、それでは、女性が医療や精神的な支援を受けることを妨げかねず、問題である。フィリピンの強姦被害者援助法では、レイプクライシスセンターを、各州又は市に1つ作ることを定めている。しかし、それはきちんと財源が確保されていないので、地方自治体はそれが実現できていない。」と述べている。これ以前にも、国連の女性差別撤廃委員会による一般勧告第19条24(k)では「締約国は、家族による暴力、レイプ、性的暴行及びその他のジェンダーに基づく暴力の被害者のためのサービスを確立又は支援すべきである（避難所、特別に訓練された保健従事者、リハビリテーション及びカウンセリングを含む）」と述べられているが、日本では、性暴力の被害者のためのサービスは全く確立されていない。

上記ハンドブックにあるように、諸外国では、性犯罪被害者のための専門支援機関（レイプクライシスセンター、ワンストップセンター等）が充実しており、日本でも早急にワンストップ支援センターの設立が望まれるところ、本基本計画案では、内閣府は「手引きの作成」、警察庁は「モデル事業の検証を行いその結果の提供」、厚生労働省は「医療機関に対して啓発」「協力が可能な医療機関の情報を収集、提供」「医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。」と、いずれの機関もワンストップ支援センターを具体的に設置する責務を負っていない。このままでは、手引き作成及び情報提供で終わりかねず、政府は責任を持って、設立を実現すべきである。

(16)犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

内閣府において，財団法人日本臨床心理士資格認定協会に働きかけ，犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【内閣府】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者支援において臨床心理士の果たす役割が大きい。現実の事件でも臨床心理士が活動し，また，犯罪被害者支援についてのシンポジウムでは臨床心理士がパネリストとして参加することが非常に多い。臨床心理士は，弁護士と同じ民間の立場から犯罪被害者支援に従事する立場であり，弁護士のよきパートナーである。

よって，上記施策を積極的に実施すべきである。

(17)犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施

厚生労働省において，「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の中で犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研修を実施する。また，関係機関である国立精神・神経医療センター精神保健研究所においても「犯罪被害者メンタルヘルス研修」を継続的に実施する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者の置かれた状況を踏まえ，捜査裁判を見通したケア及び検査，診断書の作成等については，これまでの医学教育及び保健教育，福祉教育のなかでは，ほとんど実施されていない。そのため，全国の保健及び医療，福祉の業務を担当するスタッフは，犯罪被害者等基本法の理念に適った活動ができるという自信を持たずにいないか懸念される。。

早急に保健及び医療，福祉の業務を担当するスタッフに対し，弁護士が捜査や裁判等についての研修会を開催することが現実的である。そのための財政的援助を国に希望するものである。

(18) 検察官等に対する研修の充実

法務省において，検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図る。【法務省】

【意見】

賛成である。なお，検察官において犯罪被害者支援のために精通する研修の実施においては，弁護士との協力関係を構築し，犯罪被害者支援に精通した弁護士を研修に招く等の措置を取るべきである。

(19) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において，各法科大学院が，自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で，犯罪被害者等に対する理解の向上を含め，真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

【意見】

賛成である。

【理由】

法科大学院においては，刑事裁判，民事裁判の手續に関する授業は多いが，犯罪被害者支援のための授業は少ない。法科大学院における犯罪被害者支援のための授業を実施するとともに，学生が犯罪被害者支援のボランティア活動に従事すれば，それを単位として認める等の制度が導入できないか検討を開始すべきである。

(20) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において，平成16年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い，次の施策を実施する。

ア 児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の充実，児童相談所の市町村に対する支援の充実に努める。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ，地域の医療機関との協力，連携体制を充実する。

【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等は重要な施策である。ただし、児童相談所の夜間の受け入れといっても、結局は、児童相談所の職員の努力にのみ支えられる結果になることが懸念される。職員が、夜間と休日に携帯電話を持ち、十分な休みも取れない状態にならないよう十全な体制の整備が必要である。

そして児童相談所の設置の促進といっても、最近の国家公務員の人数削減の政策との整合性を考慮しなければならない。現実に即し、様々な政策の調和の取れた状態で、児童相談所の設置の促進を図る必要がある。

(21)少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実
文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。
【文部科学省】【厚生労働省】

【意見】

賛成である。ただし、少年被害者の場合、学校関係者が加害者である場合も存することに十分留意すべきである。

【理由】

少年被害者といっても学校内の事件の場合、学校の管理上の過失から事件が発生したと認定される場合もある。犯罪被害者は学校を加害者として認識し、学校を訴える場合がある。このような場合は、学校が被害者を援助するとしても、被害者は学校に支援を希望するとは限らない。学校も、学校が管理責任を追及される立場になると思われる場合には、弁護士会に被害者支援の協力を要請するべきである。

(22)少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進する。【文部科学省】

イ 文部科学省において、スクールカウンセラーを始め学校の教

職員が一体となって，関係機関や地域の人材と連携しつつ，犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう，犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラーに対する研修を支援するとともに，各学校における取組を促進する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において，犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても，大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】
(再掲：第5，1)

【意見】

賛成である。ただし，スクールカウンセラーに対し，法律の研修会を実施するべきである。

【理由】

スクールカウンセラーの多くは臨床心理士であり，臨床心理士は犯罪についての知識がないことがほとんどである。スクールカウンセラーに対し，法律の研修会を実施するべきである。その際，刑事及び民事に精通する弁護士がスクールカウンセラーの研修を担当するのが最適である。

なお，中学校でのスクールカウンセラー制度は充実しつつあるが，小学校でのスクールカウンセラー制度は，まだ充実していない。小学校でのスクールカウンセラー制度の充実を図るべきである。

また，スクールカウンセラーは，毎週，一定の曜日だけ，学校に派遣されることが多い。犯罪被害者支援の場合，毎日の支援が必要となるので，現在の体制では不十分である。犯罪被害者支援に精通したスクールカウンセラーの増加が必要となる。

(23)被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において，被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため，保護者の同意を得た上で，カウンセリングの実施，関係者への助言，犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

【意見】

賛成である。ただし，被害少年に対する支援が過度に警察主導とならぬよう留意する必要がある。

【理由】

警察はカウンセリングの専門家ではない。専門的なカウンセリングを必要とするときは、専門家に任せるべきである。支援者が、スーパーヴァイズを受けない状態でのカウンセリングは、犯罪被害者に深刻な二次被害をもたらす。

また、警察による捜査の端緒となってはならない。警察が事件を探すために相談を実施することは防止する必要がある。

(24) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。

【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

実親からの養育を受けることのできない子供に対し、里親のもとで養育してもらう制度は、大切である。しかし、発達心理学の立場から子供が、里親に愛着を感じるようになるまでには、相当程度の時間を要する。里親制度において、子供と里親との愛着が形成されず、愛着に障害がある場合には、子供の発達に問題を生じることとなる。

里親制度について、理想は素晴らしいが現実には厳しいことを前提に、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。また、里親の認定等については厚生労働省の省令で定められているが、民主的基盤のある法律で定めるほうが望ましい。

(25) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。**【厚生労働省】**

【意見】

賛成である。ただし、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。

(26) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

前記(17)で述べたとおり、医療機関に勤務する医療スタッフは、医学教育は受けているが犯罪についての教育は受けていない。医療機関に情報を周知しても、情報の提供方法に戸惑いを感じると思われる。弁護士を協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。

(27) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。【厚生労働省】

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をする。【金融庁】

【意見】

賛成である。前記(26)で述べたとおり、弁護士と協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、

関係者に周知徹底させ，一層円滑な連携を図る。【警察庁】【法務省】

イ 警察において，子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため，法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け，出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

【意見】

本骨子では，「ア」として「法務省において，再被害防止のため，警察の要請に応じ，刑事施設，地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定，帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供，再度の加害行為のおそれを覚知した検察官，刑事施設，地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について，関係者に周知徹底させ，一層円滑な連携を図る。」こと，「イ」として「警察において，子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため，法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け，出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める」ことを挙げている。

ここでまず懸念されるのは，警察の強い主導性と，刑の執行・保護処分の執行後も再被害防止のために警察が加害者に関する出所情報を得て加害者を監視し得ることである。すなわち，「ア」では「警察の要請」があれば，これに「応じ」て，刑事施設等が「釈放予定，帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供」をすることが求められている。具体的に過去の犯罪行為の被害者に対する「再度の加害行為のおそれ」がある場合に，これを覚知した検察官・刑事施設等が，被害者の再被害防止のために，当該情報を警察に連絡することは必要だが，このような具体的なおそれを要件とせず，抽象的な「再被害防止」という目的のみで，一般的に「警察の要請」があれば，刑事施設等に加害者の出所情報等を警察に提供することが求められるとすれば，一度犯罪を犯した者は刑の執行・保護処分の執行後も常に警察にその動向等を把握され環視下に置かれることになりかねず，加害者の人権と更生を阻害する。

「イ」の「子どもを対象とする暴力的性犯罪」の加害者については，具体的な過去の被害者に対する「再度の加害行為のおそれ」も具体的な再犯のおそれも要件とせずに，「再犯防止を図るため」という，まったく抽象的な要件で警察が「法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け，出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策」を行なうこと

としており，さらに加害者の人権と更生を阻害すること甚だしい。

これらの情報提供については，より厳格な要件が定められるべきである。

(2) 判決確定，保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

法務省において，加害者の受刑中の処遇状況に関する事項，仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項，仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について，また，保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても，少年院における処遇状況等に関する事項，仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について，適切に情報提供を行うとともに，被害者等通知制度の更なる充実について，通知制度の運用状況や加害者の改善更生，個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い，3年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

賛成である。なお，被害者等通知制度の更なる充実と併せ，根拠となる法律の整備が図られるべきであるが，その内容は，加害者の更生を阻害するものであってはならないよう十分考慮されなければならない。

また，受刑者側に発生した事情を知らせることによって，受刑者の利益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから，仮釈放の審理経過，審理結果，保護観察の開始，処遇状況，終了等の経過のほか，受刑者の同意のもとで，対象受刑者の反省，悔悟の情，改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきであるが，情報提供時において，被害者の加害者に対する心情等も考慮して提供すべきである。

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において，証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について，また，性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに，検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 警察による被害者の実名発表，匿名発表については，犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と，マスコミによる報道の自由，国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ，プライバシーの保護，発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ，個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】(再掲：第5，1)

(アについて)

【意見】

賛成である。なお，性犯罪の被害者等に限らず，被害者特定事項の秘匿は単なる運用上の措置ではなく，刑事訴訟法第290条の2に基づく法律上の措置とされていることについても周知を徹底させるべきである。

(イについて)

【意見】

警察が実名発表か，匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば，反対する。

【理由】

犯罪被害者等に関する情報の保護として，警察による犯罪被害者等の匿名発表を容認するかの如き表現が見られる。

しかし，匿名発表が広がっていけば，報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい，事実の検証が困難になるなど，取材や報道に支障をきたすおそれがある。

確かに，犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は理解し得ないではない。また，マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き，十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり，犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし，犯罪被害者等の実名を報道するか否かは，警察から情報の提供を受けたマスメディアが自らの責任において自主的・自立的に決定すべき事柄であって(この点は，今後，マスメディアにおいて真剣な検討を行う必要がある)，警察の一方的な判断で匿名発表を行うことは，報道機関の取材・報道の自由や市民の知る権利という観点に照らして是認できない。

(4) 一時保護場所の環境改善等

ア 厚生労働省において，児童相談所及び婦人相談所による一時保

護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】(再掲：第1, 3)

イ 厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第1, 3)

【意見】

賛成である。なお、一時保護所において、犯罪被害者が医学的、心理的に援助を受けられるようにする必要がある。

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

【意見】

施策に反対ではないが、警察における警戒がどこまで実効性があるか、検証の必要がある。また、警察が被害者に対して「再被害防止対象者」に一方的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。

(6) 警察における保護対策の推進

警察において、けん銃発砲や被害者・証人等に対する報復等の暴力団犯罪により危害を被るおそれのある者や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに必要な装備資機材を関連施設に配備するなどにより保護対策を実施し、危害行為の未然防止の措置を推進する。【警察庁】

【意見】

暴力団から危害を受けるおそれのある者の認定についての透明性の確保が重要である。保護対象者については、(5)の「再被害防止対象者」に対して述べたものと同じである。

また、警察は、暴力団から危害を受けるおそれのある者については、公平に取り扱う必要がある。

(7) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。

【法務省】(再掲：第3，1)

【意見】

被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無事の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。

また、刑事訴訟法89条の5では、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある」と認められる場合は、権利保釈が認められないことになるが、ここでいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。

(8) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施

保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析するなど、配偶者等からの暴力の被害者の安全確保策を強化することについて検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

【理由】

2001年に制定された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）は，二度の改正を経て，これによって保護命令制度も拡充され，配偶者暴力の被害者の安全に貢献してきたが，それでもなお，配偶者暴力の根絶には至っていない。また，2007年に改正された現行の配偶者暴力防止法の附則には，3年後見直し規定が存在しないことから，状況分析等がおろそかになる危惧もある。配偶者暴力の被害者の安全確保策の強化は必須であり，また，その際には，配偶者暴力防止法の対象とはならない，つまり，配偶者関係とは認められない関係における暴力の被害者にも配慮が必要である。

(9) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 警察庁及び厚生労働省において，配偶者等からの暴力の被害者，人身取引の被害者，児童虐待の被害者等の保護に関する警察，婦人相談所及び児童相談所等の連携について，現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ，一層充実させる。【警察庁】
【厚生労働省】

イ 警察庁及び文部科学省において，警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用，児童虐待防止ネットワークの活用，加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り，再被害の防止に努める。【警察庁】【文部科学省】

【意見】

賛成である。

【理由】

現在も関係諸機関は連携して被害者の保護にあたっているが，連携をさらに充実させることが必要である。とりわけ，配偶者暴力とその子どもの問題は，個別に捉えられる問題ではない場合も多く，特に，婦人相談所と児童相談所等のさらなる連携が求められる。

ただし，ここで体制を構成している教育，福祉，警察等の各機関は，各々少年との関わり方について独自の理念に基づいて活動しており，その独自の理念の中で少年も自己の情報を開示するのである。たとえば，被害少年が学校の教師との信頼関係に基づいて打ち明けた被害情報が，被害少年の知らないうちに警察に連絡されたとすれば，教師との信頼関係が損なわれるおそれがあるし，また，被害少年承諾なくして情報が伝達されるおそれがあると知れば，安心して教師に打ち明けることもできなくなる。ことに少年事件の場合，自分より上の立場にある少年に恐喝

されて、やむなく自分より下の立場にある少年を恐喝するといった例に見られるように、犯罪被害と自己の非行とが密接に結びついている場合も多い。被害情報を打ち明けた結果、逆に非行少年として検挙されるような事態が起きれば、なおさらその信頼関係破壊が著しいため、慎重な配慮が必要である。

(10) 児童虐待の防止，早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 警察において，子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育，児童虐待の発見に資する指導・教育，児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】

イ 文部科学省において，学校教育関係者など，職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が，虐待発見時に適切に対応できるよう，通告義務の周知徹底を図るとともに，教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供及び，学校・教育委員会への的確な対応を促し，教師用研修教材の活用や，児童相談所職員との合同研修への参加を促すなど，早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。【文部科学省】

ウ 厚生労働省において，児童虐待の早期発見・早期対応に資するため，全国児童相談所所長会議等を通じ，児童相談所の体制の強化，児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに，全国の好事例を収集し，周知徹底を図る。【厚生労働省】

【意見】

当連合会が2003年5月30日に公表した，児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書「児童虐待防止法等の見直しにあたって」のなかで指摘したように，子どもの人権の補償の重要性の再確認，児童相談所の権限の整備拡充と司法関与の整備，親への働きかけのための柔軟な規制制限制度の導入と司法関与の整備が必要であると思料する。

(11) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において，児童虐待防止のため，社会保障審議会児童

部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において，犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について，犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら，検討会を開催するなどして，矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また，家庭裁判所，検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には，同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(再掲：第3，1)

イ 法務省において，仮釈放に際し，地方更生保護委員会が，事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め，保護観察所が，当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(再掲：第3，1)

ウ 法務省において，犯罪被害者等の意向等に配慮し，謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】

エ 文部科学省において，児童虐待の防止に資するよう，地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し，情報や学習機会の提供，相談対応の充実に，家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。【文部科学省】

【意見】

「犯罪被害者等の心情等を理解させるための『被害者の視点を取り入れた教育』について，犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら，検討会を開催するなどして，矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める」ことについては賛成である。

一方で，矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」は，現在までのところ，一般的な犯罪被害者等の実情や心情に

ついて学ばせたり，ロールレタリングなどを通じて，加害者に自分が被害を与えた被害者等の心情等を想像させたりするに止まっており，特定の加害者とその者が被害を与えた特定の被害者との接点を持たせるには至っていない。

しかし，個々の加害者の反省の度合いが一定程度高まっており，被害者本人にも加害者との接点を持つニーズがある場合には，修復的司法を取り入れるなどして，加害者と被害者の関係調整をはかる等の取り組みが必要である。

3 保護，捜査，公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において，採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育，専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育，被害者・遺族等を招請して行う講演会，被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育，犯罪被害者等支援の体験記の配布，犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育等，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り，職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において，検察官，検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施，検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の改善に努める。【法務省】（再掲：第4，2）

ウ 法務省において，検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や，検察官に市民感覚を学ばせるため，公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし，職員の対応の改善に努める。

【法務省】

エ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】(再掲：第3，1及び第4，2)

オ 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマにした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】(再掲：第3，1)

カ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」において、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、より実践的研修にするなど内容の充実を図り、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、保健・医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。また、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の相談、治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を実施する。【厚生労働省】

キ 「看護の質の向上と確保に関する検討会」における「中間取りまとめ」(平成21年3月)に基づき、平成21年4月より「看護の教育の内容と方法に関する検討会」において、基礎教育の内容・方法等の一層の充実に向け検討を行う。【厚生労働省】

ク 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施する。【厚生労働省】

ケ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っ

ていくとともに，都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員，婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】

【意見】

賛成である。職員等に対する研修等は，今後も継続的に実施される必要がある。

(2) 女性警察官の配置等

警察において，警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上，事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用，産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め，性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。

【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

性犯罪被害者の二次被害防止に資すると考える。ただし，常に女性警察官が対応できるわけではなく，最初の対応窓口となるのは交番であることも多いと思われるため，広く警察官全般に対し，性犯罪被害者支援の研修を充実させるべきである。

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において，ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り，一層適正に運用されるよう努める。

【法務省】

【意見】

賛成である。被告人の防御権や弁護人の弁護権といった被告人のための手続的保障との均衡を図りながら，犯罪被害者の保護措置を充実すべきである。

(4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において，これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の

活用のほか，被害者支援用車両の整備を進めるなど，施設等の改善に努める。【警察庁】

【意見】

賛成である。なお，全国各地の警察において，これらの施設がどの程度存在するのか，あらためて検証する必要がある。

(5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において，庁舎の建て替えを予定している検察庁では，被害者専用待合室を設置し，それ以外の検察庁については，スペースの有無，設置場所等を勘案しつつ，専用待合室の設置について検討する。【法務省】

【意見】

賛成である。専用待合室の設置は当然である。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

警察庁において，厚生労働省の協力を得て，医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう，資機材の整備，医療機関への働きかけを推進する。【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

性犯罪被害者が警察署よりも先に病院へ行った場合に，希望すればその場ですぐに証拠採取が可能となることは被害者にとっても望ましく，今後，ワンストップ支援センターが設置された際にも有効である。

(2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

法務省において，冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り，一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等の傍聴の機会が確保されたとしても，法廷において検察官が朗読・告知する内容について書面が交付されていなければ，現実的には訴訟の進行状況を把握することは困難である。

(3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

法務省において，犯罪被害者等が被害者参加制度を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い，2年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

被害者参加人のうちでも，とくに被害者死亡事案における遺族は，亡くなった被害者とは離れて居住している者が少なくない。また，性犯罪被害者等でも，被害を受けたことを契機に遠隔地へ転居し，又は実家へ戻ることによって，公判の時期には裁判地から遠く離れていることもある。

このような被害者等の出廷の機会を実質的に確保するためには，旅費等の負担を軽減する制度の導入が強く望まれる。

(4) 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

法務省において，被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について，被害者参加人の旅費等と併せて検討を行う。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

現行の資力要件は流動資産を基準に150万円とされているが，いささか厳格の感が否めない。被害者参加人にとって，法律の専門家である弁護士の助力を得る必要性は高く，国選被害者参加弁護士制度をより利用しやすいものとする方策が強く望まれる。

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。

また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】

【意見】

犯罪被害者等にとって、公判記録及び刑事確定記録は、何があったのかを知るために必要不可欠なものである。それぞれの閲覧・謄写について、被害者保護の要請に配慮し、より広い範囲での対応に努めるべきである。

なお、被害者参加対象事件の被害者等から申出があった場合、第1回公判期日前であっても検察官請求予定証拠を弾力的に開示している旨についても、周知が図られるべきである。

ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように検討されるべきである。

(6) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。【法務省】

イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続の期日や公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が裁判の進行状況を十分に把握し、刑事裁判へ適切に関与していくためには、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分に図られることが不可欠である。とくに、被害者参加事件については、犯罪被害者等が検察官とのコミュニケーションが取れないままでは、各種の訴訟行為を円滑に行うことが不可能となってしまう。

犯罪被害者等と検察官とのコミュニケーションの充実は、単に被害状況の的確な立証のためにとどまらず、犯罪被害者等の参加の機会の拡充にとって欠くべからざる施策というべきである。

(7) 国民にわかりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民にわかりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

検察官の訴訟活動が過度にわかりにくいものであれば、訴訟の進行状況さえ把握することができない。

また、刑事裁判は犯罪被害者等のみならず国民一般の重大な関心事でもあることから、検察官において国民にわかりやすい訴訟活動が行われるべきことは当然の要請である。

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。

【法務省】

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害

者等から意見聴取等を実施するなど，適切な対応に努める。【法務省】

【意見】

前記第2の2(7)と同要旨である。

(10)少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において，少年保護事件に関する意見の聴取，記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について，周知に努める。

【法務省】

(11)少年審判の傍聴制度の周知徹底

法務省において，「少年法の一部を改正する法律」(平成20年法律第71号)により導入された，一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について，パンフレット等により周知に努める。【法務省】

【意見】

被害者傍聴制度は，「改正」法の施行から3年度，すなわち2011(平成23)年に見直されることになっている。当連合会では，被害者傍聴制度が現実にどのように運用されているのかにつき，各地の弁護士にアンケートをし，実例の報告を受ける等して，その運用実態の検証に努めてきた。その実例の中には，法「改正」時の重要な論議に基づき，条文を修正して追加された「少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるとき」という要件が軽視され，被害者傍聴が実施されたのではないかという懸念を持たざるを得ない実例もあるので，この規定が空文とならぬよう留意しなければならない。

なお，この制度の周知及び周知すべき内容に関しては，2011年に迫った「3年後見直し」の内容を十二分に反映させるべきである。

(12)日本司法支援センターによる支援

日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的な情報を十分に周知させる。【法務省】(再掲：第4，1)

(13)刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し，犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ，刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪

被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁】【法務省】(再掲：第4，1)

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、適切に作成・配付されるよう努める。【警察庁】(再掲：第4，1)

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(再掲：第4，1)

【意見】

いずれも賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が利用可能な制度については、今後も継続的かつ積極的に周知に努める必要がある。

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、適切な説明等が行われるよう、対応に努める。【警察庁】【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

検視及び司法解剖に際しての捜査機関の対応に不満を述べる被害者遺族は依然として少なくない。検視及び司法解剖が、遺族にとっては極めてデリケートな事柄であることに十分配慮し、適切な対応に努めるべきである。

(15) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 警察において，捜査への支障等を勘案しつつ，「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し，犯罪被害者等の要望に応じ，適時適切に，捜査状況等の情報を提供するよう努める。また，必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】

イ 法務省において，捜査への支障等を勘案しつつ，犯罪被害者等に対し，適時適切に，捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等のなかには，捜査段階において適切な情報提供が行われなかったことに対して不満をもつ者が依然として少なくない。犯罪被害者等の捜査機関に対する信頼を維持するためにも，犯罪被害者等が捜査過程において疎外感を抱くことのないよう，捜査への支障が生じない範囲で弾力的に情報を提供するよう努めるべきである。

(16) 交通事故捜査の体制強化等

警察において，交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ，ち密で科学的な捜査を一層推進するため，重大・悪質な交通事故等については，捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が警察本部から事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど交通事故事件捜査体制を強化するほか，交通事故捜査員に対する各種研修の充実を図る。【警察庁】

(17) 交通事件に関する講義の充実

法務省において，副検事に対する研修の中で，交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに，被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど，交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】
(再掲：第2，3)

【意見】

いずれも賛成である。

【理由】

重大・悪質な交通事故等の犯罪被害者等，ことに被害者死亡事案における遺族にとって，事故による精神的な打撃は，いわゆる通り魔殺人のような犯罪の被害と異なるところがない。警察においては，このような被害者等の心情に配慮し，捜査態勢の強化，研修の充実等を図る必要がある。

(18) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

ア 法務省において，不起訴記録の弾力的開示を周知徹底させる。

また，不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ，適切な対応に努める。【法務省】

イ 法務省において，不起訴処分について，犯罪被害者等の希望に応じ，検察官が，捜査への支障等を勘案しつつ，事前・事後に，

処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

【理由】

不起訴記録については，運用の改善により，実況見分調書などは閲覧・謄写に応じるケースが多くなったものの，その他の証拠については，閲覧・謄写に応じないケースがほとんどである。

しかし，閲覧・謄写に応じられない記録の中に，損害賠償を行うために重要な証拠が存するケースも少なくなく，かかる状況は，民事訴訟による損害賠償の足かせとなっている。

そこで，犯罪被害者等が刑事記録に容易にアクセスできるよう，制度を改善すべきである。

また，不起訴記録の弾力的開示について，立法化は困難な側面があるものの，その開示の基準については公開されるべきである。

(19) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において，平成16年の検察審査会法（昭和23年法律第

147号)改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をする。【法務省】

【意見】

検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度は、訴追裁量権の行使に対して、犯罪被害者の申立に基づき、市民による判断を尊重する点で民主的統制の強化であるが、犯罪被害者等の支援の観点からも望ましい施策と評価できる。

一方で、従来の検察官の起訴裁量とあまりにかけ離れた運用がなされることの刑事政策的な是非については十分検討する必要があると思料する。

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】(再掲：第2, 3及び第4, 2)

【意見】

賛成である。

(21) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。【警察庁】【法務省】(再掲：第2, 2)

【意見】

加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場

合には、情報提供がなされるなどの措置が必要である。

ところで、本項で懸念されるのは、警察の強い主導性と、刑の執行・保護処分の執行後も再被害防止のために警察が加害者に関する出所情報を得て加害者を監視し得ることである。すなわち、「警察の要請」があれば、これに「応じ」て、刑事施設等が「釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供」をすることが求められている。具体的に過去の犯罪行為の被害者に対する「再度の加害行為のおそれ」がある場合に、これを覚知した検察官・刑事施設等が、被害者の再被害防止のために、当該情報を警察に連絡することは必要だが、このような具体的なおそれを要件とせず、抽象的な「再被害防止」という目的のみで、一般的に「警察の要請」があれば、刑事施設等に加害者の出所情報等を警察に提供することが求められるとすれば、一度犯罪を行った者は刑の執行・保護処分の執行後も常に警察にその動向等を把握され環視下に置かれることになりかねず、加害者の人権と更生を阻害する。

(22) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第2, 2)

【意見】

犯罪被害者等への加害者の情報提供は、犯罪被害者等の知る権利に資するものとしてその拡充に努めるのは望ましいことである。ただし、その内容は、加害者の更生を阻害するものであってはならないよう十分考慮されなければならない。

また、受刑者側に発生した事情を知らせることによって、受刑者の利

益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから，受刑者の同意のもとで，対象受刑者の反省，悔悟の情，改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきであるが，情報提供時において，被害者の加害者に対する心情等も考慮して提供すべきである。

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において，受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき，受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努める。【法務省】

【意見】

少年院処遇規則は，52条で「面会は，矯正教育に害があると認める場合を除き，許可しなければならない」，55条で「通信及び小包の発受は，矯正教育に害があると認める場合を除き，許可しなければならない」と定めている。

被害者からの面会・信書の発受については，特にその時点における矯正教育がいかなる段階にあるかとの関係での慎重な配慮を要する。矯正教育の進捗状況を軽視し，被害者の要望のみを尊重して，一方的かつ性急な面会や通信の発受が行なわれるならば，少年に被害者の非難に対する恐怖心や社会復帰に対する絶望感をもたらしかねない。同時に，被害者からの面会や通信の発受を受け容れるべきか否かの判断には，被害者の現在の心情や状況に関する情報も欠かせない。双方の同意を前提とするきめ細かい情報の交換が必要であると思料する。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

ア 法務省において，犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について，犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら，検討会を開催するなどして，矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また，家庭裁判所，検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には，同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努め

る。【法務省】(再掲：第2，2)

イ 法務省において，保護処分 of 執行に資するため，少年の身体的・精神的状況，家庭環境，施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について，関係機関と連携し，犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し，適切に記載するよう努める。【法務省】

ウ 法務省において，保護観察対象者に対する，問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに，当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして，適切に実施する。また，保護観察対象者に対し，再び罪を犯さない決意を固めさせ，犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため，しよく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】

エ 保護観察所において，犯罪被害者等の申出に応じ，犯罪被害者等から被害に関する心情，犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し，保護観察対象者に伝達する制度において，当該対象者に対して，被害の実情を直視させ，反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】

【意見】

「被害者の視点を取り入れた教育」について，矯正教育の進捗状況を軽視し，被害者の要望のみを尊重して，一方的かつ性急な面会や通信の発受が行なわれるならば，少年に被害者の非難に対する恐怖心や社会復帰に対する絶望感をもたらしかねないため，極めて慎重な配慮がなされる必要がある。

また，被害者等の心情等を加害者に知らせるにしても，加害者の更生状況を勘案して，その更生を阻害することのないよう留意すべきである。

(25) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等

法務省において，犯罪被害者等の視点を取り入れ，交通事犯被収容者に対し交通安全教育等を推進するため，犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からゲストスピーカーとして直接話を伺う機会を設け，併せて教材や指導内容の充実に努めることなどにより，遵法精

神，責任観念，人命尊重の精神等をかん養し，交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに，人命を尊重し，法令を守って生活する社会人として更生させることに努める。【法務省】

【意見】

犯罪被害者等の心情等を処遇にそのまま活用することが不適切な事案もあると思料され，慎重な検討が必要である。

(26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において，仮釈放に際し，地方更生保護委員会が，事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め，保護観察所が，当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(再掲：第2，2)

【意見】

仮釈放中の保護観察において，犯罪被害者等の安全が確保されることが必要であること，そのために事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項を設定し，それを遵守させるための指導監督を徹底すること自体に異論はない。

しかし，保護観察の目的は，対象者の改善更生に向けた支援であるから，対象者に対しては，犯罪被害者等の安全確保という視点にたつのではなく，改善更生に資するという視点で指導監督がなされるようにする必要がある。

(27) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

地方更生保護委員会において，犯罪被害者等の申出に応じ，仮釈放等に関する意見等を聴取する制度の下で，聴取した意見等を仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮し，必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させるなど，仮釈放等の審理において，一層適切に犯罪被害者等の意見等がしんしゃくされるように努める。

【法務省】

【意見】

受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見を聴くと，犯罪被害者は仮釈放を認めるべきでないとして強く反対することが多いであろうから，仮釈放の是非を審査する更生保護審査会の審査に影響することは間違いはない。

仮釈放については，現在も，法律で認められている期間を経過してもなかなか認められていない現状があり，この現状がより悪化する可能性がある。したがって，受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることについては慎重に検討すべきである。

(28) 仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施

法務省において，仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見を述べる際に資するよう，被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて，通知制度の運用状況や加害者の改善更生，個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し，3年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施する。【法務省】

【意見】

前記(27)で述べたとおりである。

ところで，犯罪被害者等への加害者の情報提供は，犯罪被害者等の知る権利に資するものとしてその拡充に努めるのは望ましいことである。

また，受刑者側に発生した事情を知らせることによって，受刑者の利益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから，仮釈放の審理経過，審理結果，保護観察の開始，処遇状況，終了等の経過のほか，受刑者の同意のもとで，対象受刑者の反省，悔悟の情，改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきである。

(29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において，矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実に努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

第4 支援のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置や犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等について要請するとともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。【内閣府】

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請する。また、地方公共団体職員を対象とする研修会を開催し、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的な知識等の習得を支援するとともに、各地方公共団体の先進的・意欲的な取組事例等の情報をメールにより発信する「犯罪被害者等施策メールマガジン」により、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【内閣府】

【意見】

いずれも賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。

【理由】

犯罪被害者等に対し、直面している問題に関して、適切な情報提供を行い、相談を受けることは支援の第一歩として極めて重要であり、この体制を整備することは、犯罪被害者等のための施策として必要不可欠である。

また、犯罪被害者等がアクセスする機関のどこにおいても総合的な情報提供を行うことができ、それら機関が連携することが必要であることは言うまでもない。

(3) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

内閣府において、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的

な好事例の収集・提供に努める。【内閣府】

(4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。【厚生労働省】(再掲：第2，1)

【意見】

賛成である。

(5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】

(6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図る。【文部科学省】

【意見】

いずれも賛成である。

【理由】

二次被害を与えずに、児童及び保護者の被害回復に資するため、教育関係者に対する、性犯罪被害の研修も行うべきである。

(7) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療，医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援，警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」

を作成し，犯罪被害者支援団体，医療機関，地方公共団体，警察等に配布する。【内閣府】

イ 警察庁において，平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い，その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。【警察庁】

ウ 厚生労働省において，医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか，犯罪被害者支援団体，地方公共団体，医師等医療関係者等から，ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には，協力が可能な医療機関の情報を収集し，当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において，医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。【厚生労働省】

(8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府及び警察庁において，犯罪被害者支援団体に対し，犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て，研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い，性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供，適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。【内閣府】【警察庁】（再掲：第4，2）

(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において，他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し，それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに，さらに，犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て，当該制度に関する案内書，申込書等を常備し，提供等する。【警察庁】

【意見】

いずれも賛成である。ただし，関係機関から犯罪被害者等に対し，弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。

【理由】

前記(1)(2)についての理由と同趣旨である。

(10)被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

前記(1)(2)についての理由と同趣旨である。

(11)警察における相談体制の充実等

警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、一定の少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努める。【警察庁】

(12)「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワーク

を活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

(13)交通事故相談活動の促進

内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。【内閣府】

(14)警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。【警察庁】

(15)ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。【警察庁】

【意見】

賛成である。

(16)人身取引被害者の保護の推進

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。【内閣官房】

<p>(17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実</p> <p>法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。【法務省】</p>
<p>(19) 地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知</p> <p>内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知する。【内閣府】</p>
<p>(20) 「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実</p> <p>法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実を図る。【法務省】</p>
<p>(21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実</p> <p>文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。【文部科学省】</p>
<p>(22) 学校内における連携及び相談体制の充実</p>

文部科学省において，犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し，学校で，学級担任，生徒指導担当教員，教育相談担当教員，保健主事，養護教諭，スクールカウンセラー等が連携し，適切な対応ができるよう，必要に応じ，教員加配を行うとともに，被害者に二次被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラーをすべての中学校に配置することに加え，小学校への配置を拡充するなど学校内の相談体制の充実を図る。
【文部科学省】

(23)学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において，学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう，犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】(再掲：第4，2及び第5，1)

(24)相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

文部科学省において，犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し，教育委員会が，心理学，教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し，相談窓口を設けるとともに，少年サポートセンター，児童相談所，福祉事務所，保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

(25)各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において，情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう，各都道府県警察を指導・督励するとともに，好事例を勧奨する。【警察庁】

(26)「被害者の手引」の内容の充実等

ア 警察において，刑事手続の概要，犯罪被害者等に役立つ制度，犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について，関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め，その内容の充実，見直しを図りつつ，その確実な配付を更に徹底するとともに，それらの情報をウェブサ

<p>イトにおいても紹介する。【警察庁】</p> <p>イ 警察において，都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について，適切に作成・配付されるよう努める。【警察庁】 (再掲：第3，1)</p>
<p>(27)犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知</p> <p>損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について，警察庁及び法務省において連携し，一層の内容の充実を図るとともに，十分に周知させる。【警察庁】【法務省】(再掲：第1，1)</p>
<p>(28)刑事の手續等に関する情報提供の充実</p> <p>ア 警察庁及び法務省において連携し，犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ，刑事に関する手續及び少年保護事件の手續並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し，パンフレットの配布等の工夫も含め，犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁】【法務省】(再掲：第3，1)</p> <p>イ 法務省において，犯罪被害者等に対し，犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため，外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。 【法務省】(再掲：第3，1)</p>
<p>(29)医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実</p> <p>ア 厚生労働省において，医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し，犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】</p> <p>イ 厚生労働省において，精神保健福祉センター，保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書，申込書等を常備し，提供等していくことを含め，犯罪被害者等の支援等に関する情報提供，相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】</p>

【意見】

いずれも賛成である。

(30)性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】

【意見】

賛成である。

【理由】

性犯罪被害者への支援について、我が国の準備は遅れている。

民間団体において、各県庁所在地で犯罪被害者支援を支援する体制は、整いつつあるが、地方都市での支援が、まだまだである。また、民間団体においては、平日の支援体制は充実しつつあるが、休日や夜間での支援体制が不十分である。

このため、犯罪被害者支援早期援助団体だけではなく、他の性犯罪被害者支援に特化した団体との連携も模索すべきである。

そして、性犯罪者に対して、緊急の支援が必要な場合もあり、たとえば、自殺防止のため、閉鎖病棟のある精神病院への緊急入院も必要となる場合もある。また、性病の検査のため、病院との連携が不可欠となる。加害者からの示談申し入れには、被害者側の弁護士からの支援を早急に受ける必要もある。被害直後の犯罪被害者は、電話での相談で落ち着く場合もあり、24時間の電話相談体制を整える必要もある。

国においては、性犯罪被害者への緊急支援体制を整えるべきである。

(31)日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、犯罪被害者支援のための研修について、弁護士会や犯罪被害者支援団体等と連携するなどして、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指す。【法務省】(再掲：第1, 1)

イ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。【法務省】(再掲：第3，1)

ウ 日本司法支援センターにおいて，国（捜査機関，裁判所を含む），警察，地方公共団体，弁護士会，犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し，犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

【意見】

賛成である。

(32)自助グループの紹介等

警察において，犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ，犯罪被害者等の要望を踏まえ，犯罪被害者等に対し，自助グループの紹介等を行う。【警察庁】

【意見】

賛成である。

ただし，自助グループの活動は，まだまだ，小規模であり，全国的には活動していない。

自助グループには，心理学の訓練を受けたファシリテーター（指導者）の存在が不可欠であり，ファシリテーターのいないグループは，弊害だけが残る。国は，自助グループを財政的に援助する体制を整えるべきであり，また，ファシリテーター養成のための施策を充実させるべきである。

(33)犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において，犯罪被害者等施策のホームページについて，関係法令の整備，相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供等を行い，充実を図る。【内閣府】

(34)インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際，各府省庁において，インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて，インターネット等で情報を得ることができる者とそう

でない者との間に不公平が生じないように配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府】【警察庁】【総務省】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

【意見】

いずれも賛成である。

(35)更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実

保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、被害に係る刑事裁判が終了した後の犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、一層適切な支援の実施に努める。【法務省】

【意見】

更生保護官署と保護司による犯罪被害者等に対する支援については、慎重に検討されるべきである。

【理由】

犯罪被害者等は、更生保護官署、保護司は、加害者の更生を支援する側であると考えている。保護司は保護観察中の者よりも、高い位置にいるが、犯罪被害者等とは平面、つまり同じ目線の高さで向かい合わなければならない。このような任務のスタンスがまったく異なる犯罪被害者等に対する支援について、更生保護官署に任せ、保護司を活用することは、犯罪被害者等からの反発あるいは二次被害を生じることとも予想される。

(36)保護司に対する研修等の充実

刑事裁判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図る。【法務省】

<p>(37)犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進</p> <p>文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】</p>
<p>(38)犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進</p> <p>文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。</p> <p>また、スクールカウンセラーをすべての中学校に配置するとともに、小学校への配置を拡充するほか、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を推進する。【文部科学省】</p>
<p>(39)日本司法支援センターによる長期的支援</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】</p>
<p>(40)海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等</p> <p>外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するよう努める。</p> <p>また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、適切な支援を行うよう努める。【外務省】 【警察庁】</p>

【意見】

賛成である。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に資する研究

厚生労働省において、犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを継続的にを行い、その研究成果を得て、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】

(2) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、平成19年度から平成21年度に「犯罪被害類型別継続調査」を実施していることを踏まえ、一定の期間を経過後に、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するため、犯罪被害類型等ごとの調査を実施する。【内閣府】

(3) 交際相手からの暴力に関する調査の実施

内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、交際相手からの暴力について調査を実施する。【内閣府】

【意見】

賛成である。

(4) 性犯罪被害者に関する調査の実施

内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施する。【内閣府】

【意見】

賛成である。

【理由】

性犯罪被害者は、被害届を出さない暗数が多いと言われており、その実態を調査することは、被害を届けやすい環境の整備や性犯罪被害の支援の充実に役立つものであり、是非なされるべきである。

<p>(5) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討 法務省において、これまで行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続する方向で検討を行う。【法務省】</p>
<p>(6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援 内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。【内閣府】【警察庁】（再掲：第4，1）</p>
<p>(7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実に努める。【警察庁】</p>
<p>(8) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得 警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】</p>
<p>(9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等 ア 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】（再掲：第2，3及び第3，1） イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会</p>

における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施，検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。【法務省】(再掲：第2，3)

【意見】

いずれも賛成である。

(10)日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて，犯罪被害者等支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて，研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供する。【法務省】

【意見】

賛成であるが，そもそもそのような「情報」や「ノウハウ」を日本司法支援センターが蓄積するための方策が採られているのかが検討されるべきである。

(11)学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において，学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう，犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】(再掲：第4，1及び第5，1)

(12)虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において，虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう，児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員，市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【厚生労働省】

(13)民間の団体の研修に対する支援

警察，法務省，文部科学省，厚生労働省及び国土交通省において

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し，それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

【意見】

いずれも賛成である。

3 民間の団体に対する援助（基本法第 22 条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

ア 内閣府において，犯罪被害者団体，犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，国土交通省等の協力を得て，民間の団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設，当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。【内閣府】

イ 警察及び厚生労働省において，犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに，それらの団体の活動に関する広報，犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣，会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁】【厚生労働省】

ウ 法務省，文部科学省及び国土交通省において，犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報，犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣，会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省】【文部科学省】【国土交通省】

【意見】

賛成である。

【理由】

多くの犯罪被害者支援団体は，危機的な財政状況にある。支援団体の存在の重要性に鑑み，必要な支援が迅速に行われるべきである。

(2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実

内閣府において，平成 21 年 3 月に作成し，7 月に犯罪被害者支

援団体等に配布した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、一定の期間を経過後に、犯罪被害者支援団体等における活用の実態、利用した犯罪被害者支援団体等からの意見等についての調査を実施し、内容の充実を図る。【内閣府】

(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進

内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

【意見】

いずれも賛成である。

(4) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府】【警察庁】(再掲：第5，1)

(5) 特定非営利活動法人促進法（NPO法）の適切な運用

内閣府において、特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号。NPO法）に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。【内閣府】

【意見】

賛成である。

2008年（平成20年）12月1日から、特定非営利活動促進法が改正され、認定NPO法人についてのパブリックサポートテストの改正があり、認定NPO法人の要件が緩和されたが、まだ、要件の緩和が不十分である。

犯罪被害者支援団体は小規模な団体も少なくないことから、認定NPO法人制度において、さらに、国税庁の認定基準を緩和すべきである。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。【警察庁】

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始め、適切な指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】

【意見】

賛成である。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、道徳教育の充実を図った新しい学習指導要領（平成20年3月公示）に基づき、自他の生命を尊重する心などを重視した教育を一層推進する。また、児童・生徒等の犯罪被害者等への理解の増進を図るため、内閣府を中心に作成した犯罪被害者等に関する啓発教材の活用を促す。【内閣府】【文部科学省】

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】

(3) 学校における犯罪抑止教育の充実

文部科学省において、非行防止教室の中で、警察などの関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。

また、文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成し、教育委員会等へ配付した、非行防止教室等プログラム事例集の

<p>活用を教育委員会へ促すなど，犯罪抑止教育の充実を図るほか，児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を推進する。 【文部科学省】</p>
<p>(4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組 文部科学省において，子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として，被害者となることを防止するための教育について，地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】</p>
<p>(5) 家庭における命の教育への支援の推進 文部科学省において，命の大切さを実感させる意義などを記述した家庭教育手帳をはじめとした様々な家庭教育に関するデータをホームページを通じて提供するとともに，平成 22 年に各都道府県教育委員会等へ提供したデータが地域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促す。【文部科学省】</p>
<p>(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施 警察において，教育委員会等関係機関と連携し，中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか，あらゆる機会を利用して広く国民の参加を募った，犯罪被害者等による講演会を実施し，「地域全体で被害者を支え，被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。 【警察庁】</p>
<p>(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発 法務省において，学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し，法や司法によって自らを守り，他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ，他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会等の協力を得て，平成 17 年 5 月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】</p>
<p>(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施 内閣府において，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省及び国土交通省の協力を得て，「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し，当該週間にあわせて，啓発事</p>

業を集中的に実施する。【内閣府】

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

ア 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】

イ 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。【内閣府】

ウ 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。【法務省】

エ 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

ア 内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教誨師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。【内閣府】

イ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。また、犯罪被害者団体・犯罪被害者支

援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府】【警察庁】(再掲：第4, 3)

イ 警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。【警察庁】

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

ア 警察において、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配付することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

イ 警察において、各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】

(13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講

演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。【内閣府】

(14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

内閣府において、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。【内閣府】

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

ア 文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】(再掲：第4，1及び第4，2)

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】(再掲：第2，1)

ウ 文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】

【意見】

賛成である。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察

庁】(再掲：第2，2)

【意見】

警察が実名発表か，匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば，反対する。

【理由】

第2の2(3)と同旨である。

(17)犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において，被害者が特定されないよう工夫した上で，ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより，都道府県警察が地域住民に対し，住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になりうるような情報提供に努める。【警察庁】

【意見】

賛成である。ただし，性犯罪や子どもが被害者である場合は，顔見知りによる事件が多く被害が顕在化しにくいいため，実数の把握も実情の把握も極めて困難である。このような実情を踏まえ，どのような情報提供を行うのか，基本計画（仮称）案骨子は明らかにしていないため，多くの潜在的被害者の保護や将来の被害発生防止に役立たないのではないかと疑問である。知らぬ人による加害行為だけを問題にするのであれば，情報の提供の仕方如何によっては，「こういう人には要注意」といった類のものになりかねず，その場合，住民の間に，相互監視，差別，排除の問題が生じないか懸念される。

(18)交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において，国民に対し，交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう，事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し，その実態等について周知を図る。【警察庁】

(19)交通事故被害者に関する統計の周知

内閣府において，犯罪被害者白書及び交通安全白書における交通事故被害者に関する統計について，掲載の充実を図る。【内閣府】

【意見】

賛成である。

【理由】

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り，再び地域において平穩に過ごせるようにするためには，国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず，地域の全ての人々からの理解と配慮，そしてそれに基づく協力が重要である。

基本方針・重点課題・計画期間

推進体制

上記については，意見なしとする。